○古河市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する要綱

令和5年4月13日 古河市教育委員会告示第3号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、社会教育法(昭和24年法律第207号。次条において「法」という。)第9条の7第1項の規定に基づく地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)の委嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。 (推進員)
- 第2条 推進員は、法第5条第2項の規定に基づき実施する地域学校協働活動(以下この条において「地域学校協働活動」という。)に関する事項について、古河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の施策に協力して、地域住民と古河市立学校(次条において「学校」という。)との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を推進するものとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、学校の学校長(第5条において「学校長」という。)又は 古河市学校運営協議会規則(令和5年教育委員会規則第4号)第1条に規 定する学校運営協議会(次条第2項第3号において「学校運営協議会」と いう。)の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(委嘱期間等)

- 第4条 推進員の委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日まで とし、再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進 員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 委嘱期間中においてもその委嘱を解くことができる。
  - (1) 本人から辞任の申出があった場合
  - (2) 推進員にふさわしくない行為があったと認められる場合
  - (3) 学校運営協議会から申し入れがあった場合
  - (4) その他解任に相当する事由が認められる場合

(守秘義務)

第5条 推進員は、教育委員会又は学校長の許可がある場合を除き、その活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。推進員を退いた後も同様とする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、推進員の委嘱に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。